

特集 子どもの権利条約を活かす学びの場づくり

子どもとともに創り続ける学校

— 札内北小学校の6年間 —

伊藤 義明 (足寄小学校)

最高に感動した卒業式

卒業生入場の時から担任の目から涙がこぼれていた。一人ひとりがステージからスポットライトを浴びて入場してくる。これも子どもたちが考え出した演出である。式が進むにつれて泣き出す人が多くなっていった。在校生の歌声と卒業生の歌と演奏のとき、それは最高潮に達した。卒業生・在校生・保護者・教職員がみんな泣きながらその場にいた。今まで、十数年間こんなにも感動を呼び涙を誘う卒業式は経験したことがない。あんなに大きく、思いのこもった在校生の歌声を聞いた経験がない。

なぜ、このような卒業式が生み出されたのだろうか。

2005年3月卒業式。主役となった6年生は2年生の時から、実行委員として卒業式を作っていた。5年生は1年生の時から「学校づくりへの子ども参加」を経験し、札内北小学校において多くの場面でいろいろなことをつくり上げる経験をしてきた子どもたちである。紆余曲



折はあったが、子どもとおとな(教職員)がよいパートナーシップで、自らの学校をつくり上げてきた。そして、最後の活動である卒業式にすべての人の思いが



集結した結果がこのような卒業式を生み出したのであろう。

今までにつくり上げてきたもの

卒業式にかぎらず、子どもたちは自分たちの関わる様々な活動を自らの手でつくり上げてきた。入学式、1年生を迎える会、遠足、運動会、北小祭り、学習発表会、6年生を送る会と全校に関わるものはもちろん、宿泊学習、修学旅行等の宿泊行事、集会活動、クラブ活動、児童会活動などすべての活動に対して行ってきた。これらの経験の中で子どもたちが手にしてきたものは非常に大きい。

学校づくりの経験から社会参加を学ぶ

「子ども参加」を進めていく上で、常に意識したものが

NEWSLETTER No.83 CONTENTS

特集 子どもの権利条約を活かす学びの場づくり

- 子どもとともに創り続ける学校—札内北小学校の6年間 / 1
- 札内北小とわたし / 3
- 学校を変える子どもたち
—辰野高校三者協議会の活動から / 3
- 埼玉・鶴ヶ島市の学校協議会の意義と今後の可能性 / 4
- フリースクールと子どもの参画 / 5

TOPICKS

解説：豊島区子どもの権利に関する条例 / 6

お知らせ

- イベントの案内 / 12
- 事務所移転のお知らせ / 12

「子どもの権利条約」である。特に「意見表明権」については、子どもたちに決定権があるものとして進めてきた。これは、意見を述べるだけで最終的にはおとなの都合で決定されるのではなく、決定に至るまでを経験することで、参加の意識と自分たちの思いや願いが形になる喜びを掴むことができる考えたからである。そこで、主要な決議の場を児童総会にし、とりくみを進めてきた。全校に関わることは児童総会で、学年に関わることは学年総会で決定されて活動が進められた。総会にかけられる提案は、実行委員会や学級会などいくつかの過程を経て総会に出される。その中で子どもたちは、民主的な話し合いを行い、活動がつくられていく過程を経験から力に変えていっている。こうしたことから、子どもたちは、おとなになり社会に出てよりよい社会をつくろうと社会参加していく力を学び取っているのである。

夢や願いを形にしていこう子どもたち

子どもたちにはたくさんの夢や願いを持ち、かなえようとする権利がある。そして、多くの可能性をもっているものである。しかし、実際にはそのようすがなかなか見えにくい。それは、子どもたちの生活の場からそうした場が奪われているからなのかもしれない。競争原理の中で生かされる子どもたち、教師の指示や合図に従順に従うことを求められる子どもたちから見えてこないのも当然のことである。おとなは、子どもによかれと思い行動しているかもしれない。しかし、子どもの声を聞かずにいるとすれば、それは、おとな側からの一方的な押しつけとなり、子どもとの間でずれが生じたときに気づくことも修正することもできない。長く続いた教師は指導するもの教えるもの、子どもは指導されるもの教えられるものという教育観、子ども観に別れを告げ、学校の中で子どもとパートナーシップをとることで、子どもの思いや声を聞き、生かすこともできる。また、子どもにとっても、自分の思いや願いを形にする上で、おとながよいパートナーとなっているとき、自信を持ってよい形でつくり上げることができる。そうした場にいる子どもたちは、活動すること、生きることを楽しみ、生き生きと生活することができる。学校がそうした場となるためにも「子ども観の転換」と「子どもの権利条約」を生かした学校づくりは、必要不可欠である。札内北小学校では、教職員の意識改革を進め、子どもにとってのパートナーのあり方を探り、「子ども参加」の実践を行ってきた中で、子どもの多くの声や可能性を引き出してきた。

自分の居場所・したいことを見つけていこう子どもたち

「ここは、私たちの学校だよ。」とだれに対しても自信を持って、堂々と言える子どもたち。子どもたちは、札内北小学校が自分たちの居場所であることを心から実感しているのである。学校では、仲間と一緒に活動をつくり上げることができる。学校では自分の思いを大切に生きることが認められる。そこに通う子どもたちにとって学校は、単に通学する場ではなく、活動し、生活する場の一部となっているのである。居場所やしたいことを見つけた子どもたちは、目を輝かせ、生き生きと元気に学び、活動していく。居場所やしたいことを自ら見つけていくことは大切なことであり、大変なことか

もしれない。しかし、そのような場を多く用意することで、子どもたちは、経験を通し見つけ出していく力を獲得していく。場を用意することもおとなとして大切な役割である。そうした場の設定と子どもたちへの関わり方を模索しながら札内北小学校のとりくみは進められてきた。

自分を認め、他を認め関わりを大切にする

「もうそろそろ、この準備をしないと・・・」「これやらなきゃいけないんだけど、どうする。」休み時間にこうした会話が子どもたちの中で聞かれるようになってきた。自分たちでつくり上げる活動を経験していく中で、自然とコミュニケーションの場がつくられていった。学校づくりを行う上で、他と関わることは不可欠なことである。札内北小学校で行ってきたとりくみの中で、子どもたちは他と関わることの大切さと、楽しさを実感として得てきたのである。そして、様々な活動の中で、自分で意見を表明したり、その意見が生かされたりすることや他と関わりを持つ中で、自らの権利が尊重されていることを実感し、そのとき、他のものの権利を尊重する大切さも同時に知ることができる。こうしたことから自分の大切さを知り、自分を認め生きていくことの楽しさを経験することができる。また、他のものへの思いやりや他のものを大切にすることも学んでいくことになる。

学校総体のとりくみ

札内北小学校では、子どもたちの通う学校そのものに「子どもの権利条約」の理念が生かされることを目指して、学校づくりを行ってきた。学校である限り、1年間の教育の骨組みが教育課程として形づくられる。その教育課程に「子どもの権利条約」の理念が生かされていなければ、学校総体としてのとりくみにならない。そこで、私たちは、自主編成を軸に教育課程の編成を行ってきた。今、子どもたちは何を求め、どのような時間を必要としているのかを考え編成を行い、子どもにとって生活しやすい学びやすい学校づくりや子ども時間を生み出すことを行ってきた。こうして、札内北小学校の一年間のとりくみがおこなわれてきた。

「子ども参加」のとりくみを始めて6年が過ぎた。その間、多くの壁を乗り越えてきた。保護者の理解を得るために「教育懇談会」を1年間に3回行い、保護者の声を聞き、真摯に受け止めつつ、学校としての説明を行ってきた。教職員の共通理解を得るために、研修のテーマとして「子どもの権利条約」を設けたり、実践公開を行うことで、外部の声を聞き、自分たちの糧としてきた。と同時に、自分たちの実践を公開していくことで、まわりへ広めていくことも行ってきた。

今、まさに教育基本法が「改正」されようとしているこのとき、私たち現場で教育基本法を生かすとりくみが求められている。「子どもの権利条約」を生かすことは、教育基本法の教育の目的と一体化であり、そのことから「子ども参加」のとりくみを進めることが重要となっている。札内北小学校のとりくみは、そうした現在に光を与えるものである。

札内北小とわたし

宮澤 裕希子 (札内北小学校)

本校勤務2年目になります。赴任した当初、「学校の行事、自治活動のほとんどを（または全てを）子どもたちの手に委ねる」という北小の実践に対して戸惑いがなかったと言えば嘘になりますが、現在の自分がこれまでで最も教師という仕事を楽しめているのは紛れもない事実です。

十数年、小学校教員を続けてきて思うことは、学校教育とは学習のプロセスを「大事」にしながらも、結果を「重視」してしまうものであるなということです。悲しいかな教師は自分の学級農園の作物が枯れそうになれば、これではまずいと水をやるし、秋にはしっかり結実し収穫が見込めるように世話をします。それは何故でしょうか。子どものため？授業のため？はたまた見栄えのため？でしょうか。「先生のクラスの畑、手入れが足りない様だけどうにかならないのか。」という言葉に対し、「あのままでいいんです。」と答えようとする人はどれだけいるでしょう。教師はよく「失敗から学びましょう。」といいますが、これでは子どもたちが得られるであろうチャンスを、教師の手によって土で覆い隠してしまっているようなものに思えるのです。言い換えれば教師は知らず知らずのうちに子どもの学ぶ機会を阻害している。大げさな言い方かも知れませんが、意外に教師はこの事をついつい見逃してしまっている気がします。（こう書いている本人も書きながら自らを戒めている訳ですが…。）面白いことに前述の『悲しいかな教師は—』の下りから「教師」という部分に「私」という言葉を当てはめて読んでみてください。皆さんが普段学校でしている事の、見えにくかった一面が浮かび上がってくるのかも知れません。

しかし、ただやみくもに失敗すれば良いということでは勿論ありませんし、そこから何かを得られるよう働きかけなければ教育活動にはならない。そのためにまず必要なのは、子どもたちの失敗を受け止める受け皿です。しかも私たち教職員みんなでつくった大きな受け皿です。学級間・学年間のバ

ランスや、時間的にクリアしなければならない問題を考えた時、これらの取り組みは決して一人では成し得ないことを経験してきています。北小に来てこれまでと何が一番違うのかと言えば、まず教師間で同一の方向を見据えた共通認識という土台づくりを常に心掛けていること、そして、失敗を許容し共有できるということだと思います。それらの想いによって私たちは互いに支え合い、安心して子どもの権利を守る実践を進めていけるのだと強く感じています。教師が善しとして描く、限られたルールに子どもたちを引き寄せてしまうのではなく、子ども自らが創造・選択・決定し、本当の意味で失敗を糧としていけるような学びの雰囲気をつくっていくことが大切であると思います。

この1年間、学校では、『いっしょに学ぼう？子どもが学びをつくる。子どもとともに学びをつくる？』をテーマに実践を進めてきました。北小の実践に携わった最初の年は、子どもたちの活動の様子をただひたすら見守り、教師として子どもをどのように支援していけばよいのか、その付き過ぎず離れ過ぎずの距離感が上手につかめずに過ごしてきた面もあったように思います。しかし現在、自分なりに分かってきた事は、子どもが権利を行使できるという大きな軸を見失わなければ、私たち教師はもっと学習集団の中に入る事ができるし、その距離ももっと縮められるという事です。共に学ぶとはすなわち「共に居る」ことであって、子どもと教師が混在しながら学校づくりができるものだと感じています。年度が変わりまた春が来ると、学級の子どもたちとの野菜作りが始まります。今年は何にチャレンジしようかとわくわくしながら野菜選びをすることでしょう。そしてその時も、子どもたちと一緒にせせせとお世話をする予定です。稔りの秋を心待ちにしている学級の一員として、子どもたちと同じ気持ちで望みたいと思います。

学校を変える子どもたち

— 辰野高校三者協議会の活動から —

宮下 与兵衛 (辰野高校)

長野県立辰野高校では、9年前の憲法・教育基本法50周年に、生徒会とPTAと職員会の三者で学校憲法宣言づくりに取り組み、「わたしたちの学校づくり宣言—辰野高校学校憲法宣言」を採択・宣言しました。それは、「日本国憲法、教育基本法、子どもの権利条約および本校の教育方針にもとづ

いて次のような学校づくりと人間づくりをめざしていきます」とし、「これらを実現するために、生徒・父母・教職員が定期的に協議する場として三者協議会を設置します」と宣言しています。

三者協議会には、生徒会もPTAもそれぞれで話し合っ

決議したことなら何でも提案できます。三者協議会が始まってから今までに、生徒会から提案された、上履きの改善、アルバイトの校則の変更、また生徒会とPTAから提案された服装の変更などが三者の話し合いで決定されて、すべて校則が新しくなりました。どこの学校でも校則は教員がつくったものですが、現在辰野高校の校則のほとんどは三者でつくったものになりました。ルールが自分たちで作り、自分たちで守るものになることによって、生徒たちは自覚と責任をもった主権者として成長してきました。服装は標準服とし、普段は私服でも標準服でもどちらを着てもよくなり、また標準服のデザインは生徒会がファッションショーを開いて、生徒と父母の投票で決めました。毎年、三者協議会には生徒会から全校生徒のアンケートにもとづいて施設・設備の改善要望が提出されます。職員会では改修箇所の優先順位をつけて生徒会に回答します。予算がつかなかった更衣室のスノコ板製作や古い校舎の壁塗りは三者の協働作業で解決しています。JRへの列車ダイヤ改善要望も三者で提出してきて、5年目にすべての快速が通学駅に止まるようになりました。

授業については、生徒会は全校生徒に各教科に改善して欲しい点をアンケートで集約し、提出します。教員は、各教科で会議をもち一つ一つの要望に対して三者協議会で回答します。年度末には、それらが実行できたかどうかの自己評価を

提出します。また、職員会からは生徒の学習姿勢についての改善要望を提出し、各クラスで話し合いクラスの学習目標をつくり発表します。これらはすべて三者協議会で要求し、回答し合い、その内容はすべての家庭に届きますから、協議会に参加できない父母も学校の様子を知ることができます。全校生徒には生徒会新聞で報告されます。生徒の学習ばなれが問題になっていますが、この取り組みで、生徒たちは「先生たちの黒板の字がきれいになった。説明が丁寧になった」など大変喜んでいきます。

辰野高校では三者協議会を始めた年に、辰高フォーラムという地域住民のみなさんと学校づくりについて話し合う会も始めました。この話し合いを契機に、生徒会は「地域との連携」をテーマに、通学路へのゴミ箱の設置と回収、町の駅伝大会や公民館の文化祭への参加、商店街活性化のための商工会とタイアップしたフリーマーケットの開催、市町村合併などの町の課題をテーマにした「まちづくりシンポジウム」の開催などに毎年取り組んでいます。

これらの取り組みで、生徒たちの主権者市民意識は高まっています。高校生憲法意識調査では、「九条改定反対」「18歳選挙権賛成」は全国平均の倍という率でした。生徒たちの詳しい取り組みについては、『学校を変える生徒たち—三者協議会の根づく長野県辰野高校』（かもがわ出版）をお読みください。

埼玉・鶴ヶ島市の学校協議会の意義と今後の可能性

堀井 雅道（早稲田大学大学院）

埼玉・鶴ヶ島市では、1999（平成11）年度から市内全ての公立小・中学校13校に、「学校協議会」が設置されている。鶴ヶ島市の「学校協議会」は、子ども、家庭、地域、そして教職員に「開かれた学校づくり」を理念としており、そのメンバー（協議委員）は児童生徒、PTA（保護者）、自治会や商店会など地域、そして教職員の各代表で構成されている。学校協議会は、そのような各代表が学校づくりについて話し合う仕組みである。子どもの代表が、正式なメンバー（協議委員）として学校づくりに参加する点は、国が進めている学校評議員制度や学校運営協議会の仕組みとは大きく異なる点であり、この学校協議会の最大の特徴だといえるだろう。

そのような学校協議会が設置されて6年。これまで各学校では、その学校及び地域の実状にあわせて学校協議会の取り組みが展開されてきた。その鶴ヶ島市の学校協議会について、早稲田大学大学院喜多明人研究室は、2003（平成14）年度に、全ての学校の学校協議会の「おとな」委員156名（子ども委員を除く）を対象にして、『学校協議会と子ども参加に関する意識・実態調査』（アンケート調査方式）を行った。その調査結果をふまえて、学校協議会の実態とその意義、課題について述べてい。

その調査結果によれば、参加するおとな協議委員の7割近くの回答者が、学校協議会の必要性を感じているというものだった。そのように必要性が感じられている学校協議会には、いったいどのような効果があったのだろうか。すなわち、有

効な回答者95名のうち、73名（76.8%）が「学校の実状を理解することができた」、また37名（38.9%）がそれぞれ「家庭や地域の情報を得られた」や「教員・家庭・地域住民の関係がいっそう深まった」、36名（37.8%）が「学校の問題を解決できた」と、協議会の効果を実感しているのである。そして、鶴ヶ島市の学校協議会の特徴である「子ども参加」については、子どもが委員として参加している協議会のおとな委員の約7割が、「子どもがいるからこそ実現できる事柄や解決できる事柄がある」、そして約6割が「子どもも貴重な意見をいってくれる」「子どもと触れ合う機会ができて嬉しい」とそれぞれ評価している。「お互いに意見を交わす機会のない子どもと合同の協議会は新鮮になる」「（おとな委員がより真剣になる）」というような意見もあった。

そのようなおとな委員の認識をみると、子ども参加型の学校づくりが、学校協議会という組織そのものの活性化につながっている点と、それが学校づくりに着実に影響を与えている点を伺うことができる。私は、鶴ヶ島市の学校協議会について、2000（平成12）年度より継続的に考察してきたが、なかでも、同市立西中学校ではそれらを顕著に見て取ることができる。西中学校では、学校協議会を年間5回開催し、その全ての協議会に子ども委員（生徒会役員7名）が参加している点だけでも、他の学校協議会よりも活発な取り組みを行っているところである。その協議会では、子ども委員の意見表明からはじまった協議から、学校における生活環境の具体的

な改善につながった。たとえば、女子生徒の「トイレの壁が壊れかけているのをみて心が痛む」という意見からトイレの修繕が行われたり、男子生徒の「短パンは恥ずかしい」という意見から体操服の変更などが行われたりするなど、目に見えるかたちで子どもの学校生活の環境改善につながっている。それらはほんの一例ではあるが、それを見ると、子どもの視線でしかわかりえない、学校の日常的な問題点や課題等が、子ども委員が協議会に参加することで浮き彫りにされているのである。もちろん、子どもの意見がいつでも正しくて、即座に実現するようなものばかりとは限らない。たとえば、ある問題の解決に財政的な負担や、措置が必要となればなおさらである。しかし、そのような場合でも、この協議会で子どもやおとながその事情と問題について共有することを通じて、子どもとおとながそれらを解決していくための知恵を出し合っていくわけである。いわば、学校協議会は、子ども、教職員、そして保護者や地域の代表が寄り添い、支えあって文殊の知恵を出し合う場となっているといえるだろう。

そのような学校協議会について、そこに参加する子どもたちはどのように感じているのだろうか。前出の西中学校学校協議会の子ども委員（生徒会役員7名）は、「保護者や地域の方々がどれほど自分たちのために考えてくれているかがわかった」「おとなの前で意見をいうのは緊張したけれども言ったことが実現してみるとよかったなと思う」などと協議会の存在意義をかみしめている。また、これまで継続的にこの協議会への視察を続けてきた私からは、子ども委員が協議会へ参加する回数を追うごとに、彼らの参加意欲の高まりや、自

分たちの立場（生徒全員を代表しているという立場）をふまえた発言などの参加行動に、子ども委員の成長の過程を感じ取ることができた。

以上のように、子ども参加型の学校づくりは、従来の教職員や保護者など「おとな」だけによる学校や地域づくりでは達成しえなかった、子どもの目線による、子どもにとって優しい学校や地域の環境の実現につながっている。しかし、鶴ヶ島市の学校協議会への子ども参加は、これまでは中学校での取り組みが主だった。それは、子どもでも中学生ならまだしも、小学生では、おとなとの合同の会議の場で、意見表明や話し合いができるのだろうかなどの漠然とした不安感がおとなにあったからだろう。しかし、前出の調査では、子ども参加を経験したことのない小学校のおとな委員からも期待する割合も高かった。そのようなニーズの高まりを受けてか、最近では、小学校でも子ども委員の協議会への参加が、子どもによる作文発表形式など様々な形態で、模索しながらも行われてきている。そのような意味で、今後、鶴ヶ島市の学校協議会の取り組みは、小学生に適った子ども参加の条件は何か、小学生の目線による学校づくりはどのようなかたちに結実するのか、そして、そのような小学校における子どもの参加経験と行動が、地域や中学校でもより成長を遂げたかたちで発揮されるかなどを見て行く上で興味深い可能性をもっている。（『学校協議会と子ども参加に関する意識・実態調査』について詳しくは、『季刊教育法』142号の拙稿論文「子どもをふくむ参加型学校運営の可能性と課題―鶴ヶ島市「学校協議会」の実態調査より―」を参照のこと。）

フリースクールと子どもの参画

奥地 圭子（NPO法人東京シュール）

子どもの場は子どもで創る。

東京シュールは、そのことを大事にして20年やってきたフリースクールである。通ってきているのは小1～20才の、主として不登校の子どもであるが、障害をもった子、海外帰国子女などさまざまな子どももいる。

私たちは、子どもは自分で判断したり、行動したり、自らを育てる力を持っていると考えている。子どもは自分の人生を作る主体なのである。日本の教育論の多くが、子どもは教えられ導かれるもの、そうでないとともに育つことができない、とし、押し付けや過度な期待は、わりあい平然と行われている。不登校の子は、そんな「こうあるべき」という学校や親の枠にストレスをため、あるいは疲れ、傷つき、強いられることへの拒否観を感じている子が多い。だから、子どもと共にやっていきたいフリースクールでは、子ども自身の気持ちや意見を大事にしてやっていくことが自然にできやすい。決して、ちまたで誤解するような、弱い子だから甘くしているのだろうということではない。文部省がすでに14年前に「ごく普通の子どもだ」と述べたように、普通の子どもである。ただ、苦しんだり傷ついたりしてきた。自己を責め

たり、こんな自分が生きていていいのかと思ったりもあった。その子たちが、この自分でいい、この自分は大事だ、この自分で自分らしくやっていこうと思えるようになってくると、すばらしい力を発揮し始める。いや、そのように自己肯定に至るプロセスにも、子ども主体で子どもの場を創っていくことが役立っているのだ。

では、どんな仕組みが子どもの参画をすすめるのだろうか。まず、毎週1回、年令を超えて、ミーティングを行っていく。議長は子どもであり、誰が議題を出してもよく、スタッフは一票であり、少数意見も大事にされる。ミーティングでは、いろいろタイム（体験学習）を何にするか、どんな講座があったらいいか、合宿をどうするか、もめごとの解決、部屋の使い方、取材の可否など、経理と人事以外のほぼあらゆることが議題になる。

6月、中2の男の子が入会してきた。いくつかの講座を選んで出席し始め、9月になった時ミーティングで挙手して「三味線講座をやりたいんですが」と発言した。すると、なんと5人の子どもが一緒にやりたいと意志表示し、講師が見つければ開講ということになった。10月から実現し、彼は

見学者や親の前で「まだ下手ですがやりたいことがここでは本当に実現してほんとにうれしい」と時々言っている。約1年たった今では「東京シューレ通信」という月刊雑誌の編集部員に自ら入って、「出来上がる時が楽しみなんです」と印刷機を動かしている。この通信も、子どもの手で20年続いてきた80～90ページの内部メディアで現在380部発行している。特集、日程の予定、報告、お知らせ、自由投稿などを内容とし、シューレの日常活動になくてはならぬものである。ミーティングで決まった取り組みもここに反映される。

もう1つの重要な仕組みは、実行委員会である。東京シューレには、規模さまざま大小の実行委員会がある。この原稿を書いている現在活躍しているのは、「サッカー合宿」の6人の実行委員会で、3ヶ月前から場所選定から日々の献立、しおりづくりまで準備し、今は春の房総の中、グラウンドを参加者23人が駆け回っていることだろう。その1週間前には、シューレの建物の中での1泊「お泊まり会」の小さな実行委員会があり、もう1週間前には、学校でいう卒業式がわりの「お別れ会」の実行委員会があった。これは、実行委員15人くらいで規模も大きく、桜の木をモチーフにした装飾、ステージ発表、自分たちで作った料理と配膳の仕切り、エンディングの演出まで素晴らしいものだったが、お別れする人はもちろん、3スペースから集まった初・中・高の参加者140人も満足しただろう。さらに大きかった取り組みは、昨年の20周年祭の実行委員会で、3スペースから集まる約30人近い子ども達が、1年前くらいから、資金づくりのTシャツ売りや演劇、オリジナルソングの作成など多様な取り組みを展開し、OB・OGに協力してもらい、20周年にふさわしいものとなった。

振り返れば20年間で最も大きかった実行委員会は、2000年の「世界フリースクール大会」の開催である。99年のイギリス・サマーヒル大会に参加した子どもたちが「来年やりたい」と立候補し、日本開催が決まった。このような大きな規模のイベントには、おとなも実行委員会に入り、別に組織委員会を外部識者にも協力していただいて資金集め等に動いたが、子どもたちの1年間の動きは、本当に見事だった。私がこのとき感じたのは、子どもとおとなが相互にパートナーとなり、それぞれの適所で活動を分担し、もちより、

対策をともに考え、また実行していくといういい関係というのは、とても自然で、とても皆が生き生きとでき、しんどさ、困難も当然あるだろうけど、多くの実行委員が子どもも大人も、楽しかったと言っている。

これらの活動は、子どもをひとまわりもふたまわりも大きくし、自信を育てた。

大小さまざまの実行委員会の共通点は、子ども自身で委員になりたい人になるということである。この方式で、手づくりの気球を空にあげ、ユーラシア大陸を陸路のみで1ヶ月かけて横断旅行し、4年半かけて長野県にログハウスを建設し、工場で溶接や施盤をやりながらミニトレインを完成させ、今も児童館や保育園から声がかかると、5～6人の子を乗せて、トレインを走らせている。これらは「夢」の実現といえる。このような面白さは、東京シューレを立ち上げる前は、夢にも想像しなかったものだ。今も、世間は、こんな力を子どもたちがもっていることを知らないだろう。いや、きっと、今、公的・民間をとわず不登校の子が学校外の場に通う時、小中学生は割引定期の通学定期を使えることも、児童福祉法の改正の時、不登校であれば児童自立支援施設（もと教護院）に入所させられる可能性があった法案に、超党派で「不登校を理由には入所させない」という付帯決議を国会で決議できたのも、子どもたちの積極的な動きがあったから可能になったこともわかってはいないだろう。子どもたちは、自ら行動し、自分たちの権利を拡充し、あるいは権利を守ったのである。

卒業生たちが「何といったって、シューレのことで会社に入って役に立っているのは、あのミーティングだ」「自分たちで、ゼロからこうやって作るんだという経験が、やればできるという支えになっている」「国会より、よほどシューレのほうが民主的だよ」などという。フリースクールは自由だからできるんでしょ、と言われるが、子どもの場はもっと子どもの意志決定を中心におき、子どもの参画を高める重要さと面白さを、おとなたちが認識することが、日本の教育を変えらると思う。子ども自身が内在させている力があるのである。フリースクールの実践が色々な所でもっと参考にされてほしいと私は思っている。

TOPICS

解説：豊島区子どもの権利に関する条例

編集部

1. 条例制定の理由

こんにち、少子化が大きな社会問題になっている。そのことに加え、子どもの権利侵害（いじめ、虐待等）が依然存在し、放置できない憂慮すべき問題となっている。この条例は、こうした問題に家庭や地域、自治体、そして社会全体で総力をあげて取り組み、権利侵害救済のサポートシステムの強化

や、総合的、計画的、継続的な子ども施策を展開するための法的根拠となることが期待されている。

また、子どもの権利保障だけではなく、地域コミュニティの再構築のためにも、次代を担う子どもたちが「自分の頭で考え、自分の生活と同時に地域社会での行動にも責任を持つ区民」に成長することが必要である。条例化することによっ

て、具体的な子ども施策や子ども参画のシステムづくりが推進され、子どもが地域の活動に主体的に参加でき、豊島区の地域コミュニティを下から支えるものになることも求められている。

さらに、この条例の制定は、「権利」に対する不十分な理解や混同、誤解等、誤った認識をあらためることができる機会でもある。

2. 条例の基本的な考え方

この条例は、以下のような基本的な考え方に依拠している。
①子どもの権利保障や支援の原則、理念を規定した「原則的条例」の視点と、子どもの権利にかかわる個別の問題の現実的な対応を規定した「個別的条例」の視点の両方を併せもち、子どもの権利保障の理念と権利保障制度の両方を総合的に規定している。

②「子ども」を「保護する対象」としてだけでなく、「権利の主体」として位置づける。これまで、「子どものために」と考えられてきたことの中に、実はおとなの都合であったり、強制的に導こうとしてきたことが少なからずあったことにおとなが気づき、子どもとおとなの思いの誤解やすれを埋めて、信頼関係を築き、深めることが目的であり、世代間・親子間対立を埋める役割を担うものである。

3. 条例制定の経緯

条例制定の経緯は、以下の通りである。

- 1990. 7 区議会 国に「児童の権利に関する条例の批准を求める意見書」を提出
- 1993. 11 区議会 国に「児童福祉・保育制度の抜本的拡充を求める意見書」を提出
- 1999. 6 第22期青少年問題協議会 諮問「青少年の社会参画の推進方策について」
- 2001. 3 第22期青少年問題協議会 答申「青少年の参加・参画を推進する重要課題」として子どもの権利擁護の仕組みづくり（子どもの権利条例・オンブズパーソン等）が掲げられた
- 2001. 6 第23期青少年問題協議会 諮問「権利の主体としての青少年の成長を支援する方策について」
- 2003. 2 第23期青少年問題協議会 答申「子どもの権利条例」の制定が必要課題として上げられる
- 3 豊島区基本構想 めざすべき方向「子どもの権利を保障し、子どもがのびのびと育つ環境づくりをすすめます」
- 12 第24期青少年問題協議会 「子どもの権利の視点にたった子どもプランの策定に向けて」
- 12 子どもの権利条例（仮）検討委員会 設置
- 2005. 3 豊島区子どもプラン一次世代育成支援行動計画一策定
- 3 検討委員会 条例素案策定
委員会報告書提出、フォーラム開催
平成16年度第2回 子ども施策調整会議
- 2005. 4～7 関係団体等への委員会報告書の説明
- 5 第24期青少年問題協議会に委員会素案報告
- 6 第2回定例議会に「豊島区子どもの権利条例」早期制定についての陳情が出される
- 9 第3回定例議会に「十代倶楽部」（仮称）及び「子

ども擁護センター」設置についての請願が出され、採択となる

10 条例案 パブリックコメント実施

11 第4回定例議会に請願が出され、また継続の陳情も出され、共に採択となる

2006. 2 第1回定例議会に上程

子ども文教委員会

議案については、挙手多数により原案を可決。

否決を求める請願は、挙手多数により不採択。

4. 条例検討委員会等の活動

①豊島区子ども権利条例（仮称）検討委員会

2003.12～2005.3

学識経験者、公募区民、学校関係者、民生委員児童委員協議会、保護司会、青少年育成委員、小中PTA連合会、区職員15名で構成され15回の開催

②起草部会 2004.5～2005.2

公募区民3名と学識経験者3名により、14回開催

③ヒアリング 2004.2～7

子ども19回173名 おとな28回304名のヒアリングを行う

④中間のまとめ説明会 2004.11～2005.2

子ども3回18名 おとな27回500名 で開催

5. 「豊島区子どもの権利に関する条例」に対するパブリックコメント等の結果

①パブリックコメント 賛成：50 反対：2

②パブリックコメント以降の意見結果

賛成：15 反対：389

③「豊島区基本計画（素案）」分野別計画「子どもの権利の保障」に関する意見 2006.1. 1～7

賛成：6 反対：265

6. 今後のこと

平成18年の第1回定例議会で可決したものの、区長の公約として制定をすすめる区側に真っ向から反対する与党に、区としては「条例の修正、見直し、廃止も選択肢の一つとして考え、予算の執行は慎重に対応する」という態度を表明したことで、与党は予算案に賛成した。

反対側の理由は、「虐待防止なら『虐待防止条例』があればいい。未成熟な子供を育み、保護し、教育・指導し、そして、時には諫めることが大人の責任である。子供に権利をふんだんに与えることは子供の抱える問題解決にはならず、かえって、子供のわがままを助長し、意見表明権は、校則を無視するなど学校現場を混乱させる。また、家庭の躰に権利擁護委員会が権利侵害として介入し、愛情ある親子関係をたちきり、家庭崩壊にもつながる危険性の高いものだ。」といったものである。

子どもが権利の主体者となることが、人間としての育ちになること、その育ちを支援することこそが、おとなの本当の責任であることを、草の根的な対話と活動で共感していくような取り組みがいま、求められている。当事者である子どもの権利行使とそれにとまなう責任ある姿に、子どもの成長と幸福を願うおとなは、子どもの権利の大切さに気づくことができる。そのためにも、具体的な子ども参加の機会が、それを支援しようとするおとなによって、あらゆる場で設けられていくことを期待したい。

（編集部）

豊島区子どもの権利に関する条例

子どものみなさんへ

あなたの人生の主人公は、あなたです
あなたのことは、あなたが選んで決めることができます
失敗しても、やり直せます
困ったことがあったら、助けを求めてもいいのです
あなたは、ひとりではありません
私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます
あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう
あなたという人は、世界でただ一人しかいません
大切な、大切な存在なのです

この宣言をもとに、豊島区は子どもの権利に関する条例を制定します。

子どもは、自分の今の「思い」をわかってほしいと願っています。何かを要求するだけでなく、子どもなりにできることを考えて挑戦し、自分の役割を担おうとしています。それを手助けするためには、子どもの主体性を認めて、子どもがおとなとともに手を携えて社会に参画できる場をつくる必要があります。子どもに対する差別をなくし、誤った思い込みを改め、お互いの権利を意識しながら、子どもとおとなの新しい信頼関係をつくることが大切です。

どんな子どももみな等しく生まれながらに持っているものが子どもの権利です。子どもの権利は、その年齢や発達に応じて保障されるものです。子どもの権利を実現していくためには、まず、おとな自身が権利というものに関心を持つことが必要です。そして子どもは、おとなや子ども同士のかかわりあいの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。未来を託する子どもたちにとって、自分の選択で権利を行使することは、かけがえのないことなのです。

おとなには、子どもを深い愛情のもとに健やかに育てる責任があります。そのために、おとなは、家庭、学校および地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限らない力を信じて最善の努力をします。豊島区は、それらを実効あるものにするため、安全・安心に暮らせる環境を整備し、この条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させていきます。

まさにこの豊島区の目指す理念こそ、国が批准した児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に通じる理念にほかならないのです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利の内容を明らかにし、子どもの権利を守り、成長を支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号にさだめるところによります。

(1) 子ども 18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいいます。

(2) 保護者 親件を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。

(3) 子どもにかかる施設 豊島区（以下「区」といいます。）の区域内（以下「区内」といいます。）にある児童福祉法（昭和22年法律第16条4号）に定める児童福祉施設及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等のほか、子どもが育ち、遊び又は学ぶ施設をいいます。

(4) 区民 区内に居住する者、区内の事務所もしくは事業所に勤務する者又は区内の学校等に在学する者をいいます。

(5) 区民等 区民及び区内に滞在するもの（通過する者を含みます。）をいいます。

(6) 事業所 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体をいいます。

(責務)

第3条 区は、子どもの権利を尊重し、あらゆる環境の整備を通じて、これを保障しなければなりません。

2 保護者は、子どもの育成について第1条の責務があることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければなりません。

3 子どもにかかわる施設の設置者、管理者、職員等（以下「施設関係者」といいます。）は、子どもにかかわる施設において子どもの権利を保障しなければなりません。

5 事業者は、区の施策に協力し、雇用又は所属している子どもの権利を保障しなければなりません。

第2章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第4条 区は、子どもとおとなが子どもの権利の重要性を知り、よりよく理解するために、次に掲げる子どもの権利の普及に取り組みます。

(1) この条例に定められた子どもの権利の周知や学習の機会を設けること。

(2) 地域や子どもにかかわる施設との連携・協働の下に、子どもの権利に関する取り組みを推進するためとし子ども月間を設けること。

(3) 児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び啓発活動を行うこと。

第3章 大切な子どもの権利

(大切な子どもの権利)

第5条 大切な存在として尊重させる子どもは、あらゆる場面において、この章に規定する権利などが保障されます。

(安心して生きること)

第6条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げることが保障されます。

(1) 何ものにもかえがたい生命が守られること。

(2) 差別や偏見を受けないこと。

- (3) 心身を傷つけられないこと。
- (4) 平和で安全・安心な環境の下で生活すること。
- (個性が尊重されること)

第7条 子どもは、個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。
- (2) 自分の思っているところに従い、意見や信条を持ち、行動すること。
- (3) 子どもであることを理由として、不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自分に関する情報が不正に利用されないこと。
- (5) 個人にかかわる事柄について、特別な場合を除き、その意思に反して公開されないこと。
- (自分でできること)

第8条 子どもは、発達に応じて、自分に関する事柄を自分で決めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自ら考えることに従い、選んで決めるために、様々な情報を、おとなや社会から集めること。
- (2) 前号の情報に関して、子どもが理解できるように、おとなに対して説明を求めること。
- (思いを伝えること)

第9条 子どもは、自分の思いを伝えるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の想いを、言葉やその他の手段により、他の人の権利を尊重しながら自由に表現すること。
- (2) 自分の願いや気持ちを、意見として家庭、学校、地域、行政等の場で伝えること。
- (3) 仲間をつくり、集まること。
- (4) 子どもの意見は、おとなの意見と同じように価値あるものとして尊重されること。
- (かけがえのない時を過ごすこと)

第10条 子どもは、かけがえのない時を過ごすために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の成長にあわせて、憩い、遊び又は学ぶこと。
- (2) ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間を持つこと。
- (3) 生活習慣を学び、成長に応じた教育を求め、かけがえのない時間をより充実させること。
- (4) 様々な文化や芸術、スポーツ等に触れて、親しみ、豊かな自己や表現力をはぐくむこと。
- (社会の中で育つこと)

第11条 子どもは、社会の中でよりよく育つために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 住民自治や地域活動に参加し、自らの思いをより確実なものにすること。
- (2) 地域住民としての知識や能力をはぐくむこと。
- (3) 地域に根ざした文化の伝承を受け、地域社会をよりよく知ること。
- (支援を求めること)

第12条 子どもは、支援を求めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 不安になっていることや困っていることを、相談すること。
- (2) 心身が傷つけられそうになったら、助けを求めること。
- (3) 自分の権利の実現に向けて、助言や援助を求めること。

第4章 子どもの権利の保障

第1節 区による保障

(区による保障)

第13条 区は、子どもの権利が侵害されそうになった場合又は侵害された場合には、区民等と協働してその救済や回復に最大限に努めなければなりません。

(環境の整備等)

第14条 区は、子どもの権利を保障するために、次に掲げる環境を整備し、充実させなければなりません。

- (1) 生命や身体が守られる環境
- (2) 安全な食生活の環境
- (3) 安心して休み、遊び又は学べる環境
- (4) 住民自治の担い手となるための教育や環境教育の機会
- (5) 文化や芸術の担い手となるような機会
- (6) 相談や援助の仕組

(児童虐待防止に関する整備等)

第15条 区は、子どもの深刻な権利侵害である児童虐待の防止等のために、次に掲げる体制を整備しなければなりません。

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見のための体制
- (2) 児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援のための体制
- (3) 児童虐待にかかわった保護者に対する適切な指導及び支援のための体制
- (4) 児童虐待防止に向けた、区と関係機関、民間団体等との連携の強化及び支援のための体制
- (5) 児童虐待防止に向けた、子どもや保護者に対する教育及び啓発のための体制

第2節 家庭における保障

(家庭における保障)

第16条 子どもにとってかけがえのない存在である保護者は、家庭を中心として子どもの環境を確保し、愛情をもってその生命を守らなければなりません。

- 2 保護者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にしなければなりません。

- 4 保護者は、子どもの気持ちに耳を傾け、尊重しなければなりません。
- 5 保護者は、子どもが他の人の権利を尊重できるように、自らその範を示さなければなりません。
- 6 保護者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重しなければなりません。

第3節 子どもにかかわる施設における保障

(子どもにかかわる施設において保障)

第17条 施設関係者は、子どもの権利を守り、子どもの育ち、遊び又は学びを、子どもの主体性を尊重しながら充実させなければなりません。

- 2 施設関係者は、保護者や関係機関と共に、子ども同士のかかわりを見守り、一人ひとりの子どもの気持ちに耳を傾け、人格を認めて、意見を尊重しなければなりません。
- 3 施設関係者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 4 施設関係者は、児童虐待又はそれに発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待を防止するために関係機関との連携・協働の下に、予防及び早期発見に取り組まなければなりません。
- 5 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの権利の保障について、子どもの意見を聴く機会を作るように努めなければなりません。
- 6 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの個人に関する情報について、あらかじめ本人の同意を得ないで、目的の範囲を超えて利用し、外部に提供してはいけません。ただし、本人の発達段階に応じて特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが難しいときは除きます。
- 7 子どもにかかわる施設の管理者は、職員等にこの条例に定められた子どもの権利を十分理解させるため、研修の機会を設けなければなりません。

第4節 地域における保障

(地域における保障)

第18条 区民は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全・安心な地域の環境をつくり、その環境を守らなければなりません。

- 2 区民等は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
- 3 区民は、家庭、子どもにかかわる施設又は地域の中で互いに声をかけあい、子どもの成長を支援しなければなりません。
- 4 区民は、区民が住民自治の担い手としての責務を負うことを子どもに伝え、自らその範を示さなければなりません。
- 5 事業者は、自らこの条例に定められた子どもの権利をよく理解し、雇用又は所属している者にもよく理解させなければなりません。
- 6 事業者は、雇用又は所属している者が安心して子どもを養育できるような働きやすい職場環境を整備しなければなりません。
- 7 区民等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に、子ども家庭支援センターその他の関係機関に速やかに通告しなければなりません。

第5章 子どもの参加

(子どもの参加)

第19条 子どもは、社会性を培い、子どもの権利を実生活に生かすために、家庭、子どもにかかわる施設又は地域に対して、権利の主体として参加することが保障されます。

(子どもの社会参加及び参画)

第20条 区は、地域における子どもの社会参加を支援しなければなりません。

- 2 おとなは、子どもが地域活動に参加しやすいように、地域の役割等をわかりやすく説明し、又は子どもがこれらの情報を得ることができるように様々な方法を講じなければなりません。
- 3 おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援しなければなりません。
- 4 区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。

(子どもにかかわる施設における子どもの参加及び参画)

第21条 施設関係者は、子どもが育ち、遊び又は学ぶ存在であることを認識して、子どもの自主的な活動を支援しなければなりません。

- 2 施設関係者は、施設運営等に関して子どもの意見を聴き、話し合いの場を設けるよう努めなければなりません。
- 3 施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければなりません。

第6章 子どもの権利侵害からの救済及び回復

(豊島区子どもの権利擁護委員会の設置)

第22条 区は、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、区長の附属機関として、豊島区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設けます。

- 2 擁護委員は、3人以内とし、子どもの権利に理解のある幅広い年齢層にある者（ただし、規則で定める者を除きます。）から、区長が委嘱します。
- 3 擁護委員の任期は、2年とし、再任することができます。
- 4 区長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認められる場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認められる場合は、その職を解くことができます。
- 5 区は、擁護委員の中立性に配慮し、地位の独立性を尊重して、その活動に協力しなければなりません。
- 6 擁護委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(擁護委員の職務)

第23条 擁護委員は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済及び回復のために、助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する救済の申し立てを受け、必要な調査及び調整を行うこと。
- (3) 前号の申し立てを受け、調査及び調整の結果、子どもの権利侵害にかかわると判断される場合は、関係する団体又は個人に対して

是正要請をすること。

(4) 前号の是正要請を受けてとられた措置について、関係する団体又は個人から勧告を求めること。

(是正要請の尊重)

第24条 前条第3号の是正要請を受けた者は、これを尊重し、かつ、必要な措置をとるよう努めなければなりません。

(是正要請及び勧告の公表)

第25条 擁護委員は、必要と認めた場合に、第23条第3号の是正要請及び同条第4号の報告を公表することができます。

(救済及び回復のための連携)

第26条 擁護委員は、子どもの権利侵害を予防し、子どもの権利侵害からの救済及回復のために家庭、子どもにかかわる施設、地域、関係機関との連携に努めなければなりません。

(活動状況等の報告及び公表)

第27条 擁護委員は、毎年の活動状況等を区長に報告し、区民に公表しなければなりません。

(庶務)

第28条 擁護委員の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第7章 子どもの権利に関する施策の推進

(施策の推進)

第29条 区は、子ども、保護者、施設関係者及び地域との連携・協働し、あらゆる面に配慮しながら、子どもの権利に関する施策を推進しなければなりません。

(推進計画の策定)

第30条 区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次に掲げる事項について推進計画を策定しなければなりません。

- (1) 保護者等に対する子どもの養育支援
- (2) 子どもの健やかな育ちに対する支援
- (3) この条例に関する情報の発信や啓発
- (4) この条例に関する学習の機会の確保
- (5) 地域等における子どもの社会参加活動の啓発
- (6) 子どもにかかわる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障
- (7) 児童虐待についての理解の普及及び防止
- (8) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済等の整備
- (9) 前各号に掲げるもののほか、子ども権利にかかわる施策

(豊島区子どもの権利委員会の設置)

第31条 区は、この条例に基づく計画及び施策を検証するために、区長の附属機関として豊島区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織します。

3 権利委員会の委員（以下「委員」といいます。）の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任することができます。

4 区長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認められる場合、職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認められる場合は、その職を解くことができます。

5 委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(権利委員会の職務)

第32条 権利委員会は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査及び審議をすること。
- (2) 前号の調査及び審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること。

(答申及び提言の尊重)

第33条 区は、権利委員会の答申及び提言を尊重し、必要な措置をとらなければなりません。

(会長及び副会長)

第34条 権利委員会に会長及び副会長を置きます。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定めます。
- 3 会長は、権利委員会を代表し、会務を総理します。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

(招集等)

第35条 権利委員会は、会長が招集します。

- 2 権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができません。
- 3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

(庶務)

第36条 権利委員会の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第8章 雑則

(委任)

第37条 この条例の背思考に必要な事柄は、規則で定めます。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行します。ただし、第6章及び第31条から第36条までの規定は、規則で定める日から施行します。

子どもの権利条約ネットワーク主催 設立15周年記念イベント

“子どもの権利”は赤ちゃんから！

～子育てがラクになるヒント教えます～

CRCネット会員の若いママ・パパたちからは、「子どもの権利条約を知っていると子育てがラクだと感じる！」という声がかれます。どうして子どもの権利条約を知っていると子育てがラクだと感じるのでしょうか。

子どもの権利を保障する子どもへの接し方とは具体的にどんなものなのでしょう。弁護士でもあり自らもママとして子育てをなさっている坪井節子さんと国連子どもの権利委員会の最新の動向に詳しい平野裕二さんをゲストにお招きして、赤ちゃんからの権利について考えます。

保育はありませんが、乳幼児期のお子さんを連れてきていただいてもかまいません。赤ちゃんや子どもたちがいる雰囲気を楽しみながら時間を過ごしたいと思います。お子さん連れ、妊婦さん、大歓迎です。

日時：2006年5月14日（日）14：00～16：30（13：30開場）

会場：早稲田大学文学部33号館第1会議室

☆会場のとなりに休憩スペースを設けます。オムツがえや食事、妊婦さんのひとやすみにお使いください。

□事務所を移転しました

子どもの権利条約ネットワークは、事務所が入居している「みなとNPOハウス」の港区による跡地利用構想の進展や経費削減を鑑み、このたび、事務所を下記の場所に移転しました。今後は、新事務所を中心にして活動を展開してまいりますので、これまで同様、ご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

新事務所（2006年4月1日～）

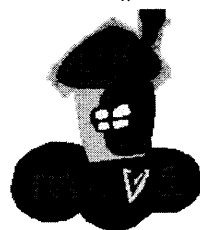
〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

電話・ファックス 03-3724-5650

E-mail nrcr@abeam.ocn.ne.jp（変更なし）

Web <http://www6.ocn.ne.jp/~nrcr/>

交通 東急東横線・東急大井町線「自由が丘」駅徒歩8分



今こそ必要な、自分と人とをたいせつにする人権の本！

わたしの人権 みんなの人権

監修 荒牧重人（山梨学院大学法科大学院教授）

小学校高学年～中学生向／全6巻

各48ページ／A4変型判／オールカラー

揃定価17,640円（揃本体16,800円）

各巻定価2,940円（本体2,800円）



1巻 “自分をたいせつに”からはじめよう 佐々木光明 編著

2巻 いじめ、暴力、虐待から自分を守る 坪井節子 編著

3巻 意見をいって自分もまわりも変わる 喜多明人 編著

4巻 いろいろな人の人権を考える 石井小夜子 編著

5巻 立ちあがる世界の子どもたち 甲斐田万智子 編著

6巻 情報を得ること伝えること 野村武司・平野裕二 編著

ポプラ社

〒160-8565

東京都新宿区大京町22-1

フリーダイヤルFAX

0120-536188

電話 03-3357-2212

「子どもの権利条約」No.83

2006年4月15日発行

★発行（季刊・年4回）

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール nrcr@abeam.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://www6.ocn.ne.jp/~nrcr/>

★発行人 喜多明人

★編集人 内田塔子

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

定期購読 4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷（株）第一プリント